

1. 背景

決済テクノロジーの進展 ⇒ 決済サービス・主体の多様化 (FinTech企業の拡大)

ECモール事業者等が利用者に  
**多様な決済手段を提供**

少額の分割後払いを含む多様な利用者のニーズ

蓄積されたデータ等を用いて  
**従来より精度の高い審査が可能に**

新たなサービス・主体が出現する中で  
**情報漏えいリスクが増大**

新しい技術・サービスに対応し、**利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備することが必要**

少額の資金移動や前払いは、  
資金決済法で手当て

2. 法律の概要

(1) 少額の分割後払い規制の導入

**少額 (極度額10万円以下) の分割後払いサービス**の提供事業者について、**登録制度を創設**。

○ 純資産要件

(資産 - 負債) ≥ 資本金等 × 90/100  
をグループ又は5年以内に達成 等

○ 適正な限度額審査

審査手法を事前チェック  
延滞率等で事後チェック

○ 契約解除前等の催告期間 (7~8日間)

以下の規制については、  
**従来のクレジットカード会社と同等**のものを課す。

(消費者保護規制)

- カード交付時・利用時の書面交付
- 個人情報の取扱い、苦情の適切な処理
- 抗弁の接続 等

(セキュリティ規制)

- クレジットカード番号等の適切な管理 等

(2) 審査手法の高度化への対応

利用・返済実績や取引履歴等を分析・解析し、  
**より精度の高い限度額の設定が可能に**。

**新たな審査手法**について**認定制度を創設**。当該手法をもって、**現行の支払可能見込額調査**※に代えることが可能に。

事前チェック	事後チェック
○ 適切な限度額審査 ① 審査手法の説明 (不適切な要素を組み込まない 等) ② 延滞率の設定 (⇒当該延滞率の中で管理) ○ 適正運用のための内部管理体制	○ 定期的な報告により、 <b>実施状況を確認</b> (設定した延滞率での管理状況 等) ○ 著しく不適正な場合、 <b>改善命令、認定取消し</b> 等

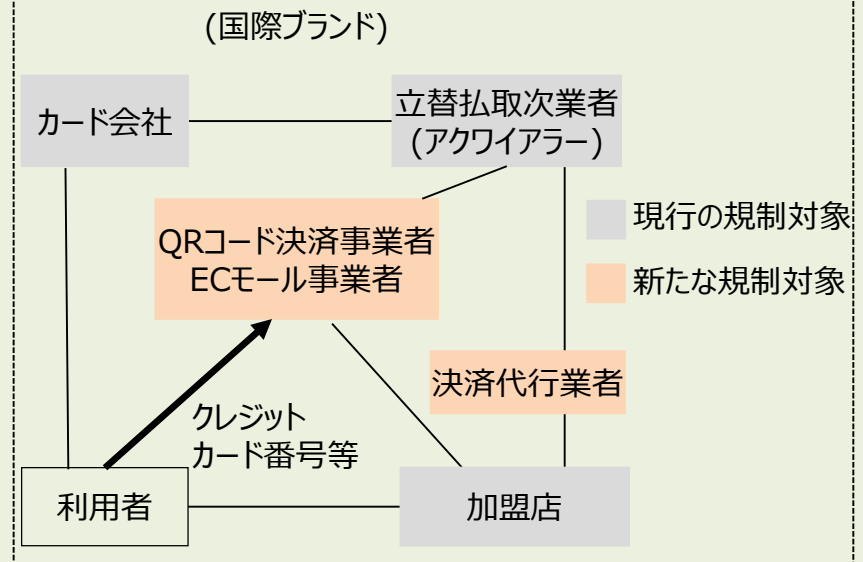
(※) 現行の支払可能見込額調査

- ・ 利用限度額 ≤ 支払可能見込額 × 90/100
- ・ 支払可能見込額 = 年収 (+ 預貯金) - クレジット債務 - 生活維持費

(3) QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化

現行のクレジットカード会社、立替払取次業者、加盟店に加え、**新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者** (決済代行業者、QRコード決済事業者・ECモール事業者等) について、**クレジットカード番号等の適切管理を義務化**。

クレジットカード番号等の適切管理義務の規制対象



(4) その他

クレジットカード会社がカード等を利用者に交付するとき等の**書面交付義務**について、**電子メール等の方法を利用可能に**。  
また、クレジットカード会社に対する監督手段として、**業務停止命令を措置**。